

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年4月30日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第1号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「主税課長」の右に「及び理財局税務部主税課の担当課長のうち理財局長の指定する者」を加える。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

(理財局税務部主税課)